

2013年2月7日
株式会社ダイエー

当社登録販売者資格取得者に関する自主調査について

当社では、厚生労働省から各都道府県に対して、各都道府県が管轄するドラッグストア各社およびスーパー各社への自主調査指導と報告要請に基づき、各都道府県から当社の状況に関する報告要請があったことを踏まえ、過去の実務経験の詳細な自主調査を実施したところ、当社にて登録販売者資格を取得した者のうち29名において、受験資格取得に必要な、「医薬品販売業務における実務時間条件」に満たない事例があることが判明しましたので、お知らせいたします。

2008年以降、各都道府県の指導を仰ぎながら、登録販売者の育成に努めてまいりましたが、今回の件は、医薬品販売業務従事の捉え方や医薬品販売業務への従事時間の考え方に対する担当部署における認識の違いにより発生したものであり、ご利用いただくお客様をはじめ関係各位には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしますことを、深くお詫び申し上げます。

なお、今回の調査により、受験資格に満たないことが判明した従業員については、すでに医薬品販売業務の従事を中止しております。また、各都道府県に対し、自主調査結果や進捗について報告しており、引き続き各都道府県の指導に基づき、対応してまいります。

今後は、受験資格取得に必要な「医薬品販売業務における実務時間」の記録と管理方法の厳格化に速やかに取り組み、下記の通り、再発防止に努めてまいります。

①	当社において登録販売者資格を取得した人数	379名
②	①のうち、受験資格条件に満たなかった人数	29名

<再発防止策>

1. 「医薬品販売業務における実務時間」の記録と管理方法の厳格化と徹底

- ・ 医薬品販売に従事する勤務計画を事前に月単位で作成。
- ・ 勤務終業時に、その日に医薬品販売に従事した時間のみを「医薬品業務従事時間記録簿」に記載。管理薬剤師は勤務状況を週単位で確認。
- ・ 「医薬品業務従事時間記録簿」の内容をもとに、該当期間中の当該店舗での販売従事の状態を含め、受験資格の有無を店長が確認し、「実務経験確認書」を作成。
- ・ 実務経験の確認項目を従来の7項目から21項目に細分化した「実務経験マスター項目表」を作成し、その習熟度を具体的かつバラつきなく確認できる体制を構築。
- ・ 「実務経験証明」の発行は本社にて実施し、全勤務時間がわかる「勤務台帳」に加え、「医薬品業務従事時間記録簿」、「実務経験確認書」、「実務経験マスター項目表」の4つの書類で確認した上で証明書を発行。

2. 登録販売者の計画的育成

- ・ 2013年度以降の受験者については「事前申請制」を導入し、受験前の段階から、個人別に計画的な実務経験を付与し、勤務管理を図った上で、受験できる体制を整備。
- ・ 管理者にあたる、管理薬剤師を対象とした、マネジメントスキル向上のための教育の強化。

3. 第三者視点によるチェック

- ・ 当社監査部にて行っている定期店舗実査で、上記運用状況を確認する体制を構築。

以 上